

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成30年11月16日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	戸 莉 恵理子
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	渡 辺 時 行

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課主幹	林 弘 之
スポーツ課長	戸 莉 憲 司
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- | | |
|----|----------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第2 | 第36号議案 豊川市大橋屋（旧旅籠鯉屋）条例の制定について |
| 第3 | 第37号議案 平成30年度12月補正予算について |
| 第4 | 第38号議案 教職員の任用について（非公開） |
| 第5 | その他報告 平成31年度教育委員会予算見積書について（非公開） |
| 第6 | その他報告 豊川市立小中学校の規模に関する基本方針（案）について |

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会

議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸荻・林両委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、第36号議案「豊川市大橋屋(旧旅籠鯉屋)条例の制定について」を議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

「前田教育部次長」 それでは、第36号議案の説明をさせていただきます。申し訳ございませんが資料の修正がございます。差替資料を用意しておりますので、そちらをご覧ください。3箇所修正がありますので、比較の上ご確認いただければと思います。まず1点目が、第6条についてです。第6条第1号の月曜日の後に括弧と続きますが、事前に送付した資料の中では、「その日が国民の祝日に」と続きますが、差替資料では、「その日」が抜けて「国民の祝日に」となっております。月曜日が祝日となって開館した場合に、特に振替の休みはありませんので、その場合、「その日」を付けない方が正しいということで削除いたしました。2点目は、第9条です。第9条第2号に「附属設備を毀損するおそれがあるとき」という表記がございます。事前にお送りした資料では「毀損し、又は滅失するおそれがあるとき」となっていたのですが、「滅失」は実態として想定されないということで削除しております。3点目は、附則の「条例の施行日」でございます。資料を事前にお送りした際には、まだ日程が固まっていなかったため、日にちを空欄にしておりましたが、「4月24日」となりましたのでご承知おきください。それでは、保存整備工事を進めている大橋屋について、今年7月に指定名称を「旅籠大橋屋」から「大橋屋(旧旅籠鯉屋)」に変更したということで、この教育委員会定例会でも報告しておりますが、この大橋屋と隣接する仮称「脇本陣広場」の整備工事が、今年度末までに完了する予定です。つきましては、資料の条例制定の理由にありますように、「市の文化財の保存及び活用を図り、市民の文化の向上と観光の振興に寄与するため」来年4月下旬に予定している公共文化財公開施設の供用開始に向けて、12月議会に施設の設置及び管理に関する条例の議案を上程するため、事前に教育委員会定例会で条例案を諮るものです。条例の名称について、豊川市が設置する施設という意味から、指定名称の前に「豊川市大橋屋」というように「豊川市」がついておりますが、パンフレット等の運用にあたっては、豊川市を付さず指定名称と合わせて「大橋屋(旧旅籠鯉屋)」を基本的な名称として運用する予定です。また、施設の管理については、第3条にありますように教育委員会が行い、パート職員が常駐して日常管理を行う予定でおります。ただし、館長は三河天平の里資料館や平和交流館と同様に生涯学習課長が兼務をする予定です。その旨、条例第4条に「大橋屋に館長その他必要な職員を置く」と定めてございます。また、9月末から赤坂宿ボランティアガイドの養成講座を開始しておりますが、供用開始以降にこうしたガイドを常駐して来訪者の求めに応じて施設の案内を行う予定です。利用時間と休館日につきましては、類似施設である御油の松並木資料館に合わせて定めています。利用時間については、第5条で午前10時から午後4時までとし、休館日は先ほど申

し上げたように、基本は月曜日とし、国民の祝日にあたる場合は開館して、その振替の休日は設けないという考えであります。第7条以下に、「特別の設備等」、「利用者の義務」、「利用の禁止等」、「原状回復の義務」、「損害賠償」、「委任」といった条項を備え、附則として先ほど説明したように4月24日を施行日として明記する予定であります。本日の教育委員会定例会で本件が可決されれば、12月議会におきまして条例案が審議され、今後作成する管理規則と合わせて、4月24日に予定しております供用開始日から、条例規則が施行されることとなります。第36号議案に関する説明は以上でございます。

「高本教育長」 「大橋屋(旧旅籠鯉屋)」について、便宜上「大橋屋」と述べさせていただきますが、大橋屋と脇本陣広場の供用開始に向けた条例の制定について説明をいただきました。オープンは4月24日ということでございます。この件につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 利用時間が午前10時から午後4時というのは、松並木資料館に合わせるということですが、公共施設は一般的に午前9時から午後5時という気がします。特に春から夏にかけて、午後4時に閉まってしまうと見学者にとっては非常に不便ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

「前田教育部次長」 時間帯や開館日などについては、周辺のいろいろな施設と比較しながら検討させていただきました。平和公園でも、夏は午後5時で閉まるのは早いのではないかという意見もありました。文化財公開施設という事で、もちろん中を見ていただくことに意義はあるのですが、普通の資料館のように中の展示が見れないと何の意味もないのとは違って、建物の景観等を見ることができます。そういう意味から言うと、例えば岐阜県の大垣市に「旧清水家住宅」という、同じ様な施設を公開している場所がありまして、時間帯は午前9時から午後5時ですが、週末しか開けていません。どこに焦点を絞るかという中で、今回、時間は若干短いですが、休館日を月曜日だけにして、来られた方が休館だったという事が出来るだけないようにしました。松並木資料館に合わせたというのが一番理解していただきやすいという事で設定しております。

「林委員」 非常に良く分かりますが、例えば大橋屋のすぐ近くに、公共の「よらまいかん」があります。そこは確か午前9時から午後5時ですね。一方が9時から5時で、一方が10時から4時だとかなり混乱する可能性もあります。夏になると、午後4時過ぎの涼しくなった頃に街道を歩く方も多いので、やはり4時ではなくて5時という気がします。せめて『よらまいかん』と合わせた形が、私は適切かと思えます。

「前田教育部次長」 貴重なご意見ありがとうございます。確かに、他の施設で5時まで開けているところもあるのですが、今後、活用していく中で、大橋屋や脇本陣広場の会場でイベントを行う時などは、時間帯を柔軟に運用していければと思っています。日常的には4時で閉めても、大勢の来客が見込まれるような時は、イベントの規模なども想定しながら、若干の時間変更も臨機応変に対応しながら運用を果たせればと思っています。条例上は、あくまでも4時にしたいと思っています。

「高本教育長」 原則は、この利用時間ということですが、何か大きなイベントを行う時や利用者が多く見込まれる時については、時間を変更しての運用も考えていくという回答でした。他に何かございますか。

「渡辺委員」 先ほどの訂正で気づいたのですが、11条で「毀損し又は滅失した」とありますが、9条の(2)では「滅失」を消して、11条では残っているのはどういうことでしょうか。

「高本教育長」 11条は「滅失」が残るのでしょうか。

「前田教育部次長」 はい。9条と11条では、損害賠償の条件が若干違う部分があります。

「関原教育部長」 利用する者が「滅失」する事は想定していないということです。

「尾崎中央図書館主幹」 9条には「おそれがあるとき」という表現がついており、11条は、結果として実際に「滅失した」ということだと思います。

「渡辺委員」 はい、分かりました。

「高本教育長」 後は、よろしいでしょうか。

「戸荻委員」 隣に公園ができるという話ですが、この条例は建物が対象ということですか。

「前田教育部次長」 当初、公園部分と建物敷地を分けて条例を作った方がいいのか、あるいは名称で区別するのかなどいろいろな議論がございました。結論から言えば、建物の敷地と隣の公園の敷地を一体のものとして条例を作りました。基本的には、この条例上は広場を含んでおります。ただし、利用時間は、物理的に人が入れるかどうかに関係してきて、当然建物は鍵を閉めてしまえば入れませが、公園には普通に人が出入りできます。24時間誰でも入れるのですが、休館日には駐車場の入口に車止めを立てて管理をします。大橋屋の建物の裏側の敷地については、1メートル20センチほどの垣根があって、普通では入れないようにしています。

「戸荻委員」 公園は平和公園のように閉まるのではなく、自由に出入りできるということですか。

「前田教育部次長」 はい、自由に入れます。

「高本教育長」 あくまで一体としての条例ですが、人の出入りについては、公園部分はできるという事です。よろしいでしょうか。いくつかご質問等をいただきましたが、特になければ採決に移りたいと思います。本案は、ただ今の原案のとおり可決するという事でご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第2、第36号議案「豊川市大橋屋(旧旅籠鯉屋)条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第37号議案「平成30年度12月補正予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、第37号議案「平成30年度12月補正予算について」

説明させていただきます。12月定例市議会に上程する補正予算につきましては、庶務課分を予定しておりますが、訂正がありますので、本日配布資料との差替をお願いします。今回上程しますのは、大阪府北部地震や災害ともいえる今年の猛暑を受け、秋の臨時国会で、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が可決されましたので、豊川市への補助金内示はまだですが、エアコン未整備校が夏稼働できるよう、12月定例市議会に上程し、早期発注するものです。なお、今回の臨時特例交付金事業は事前着工分も対象となるものです。

資料をご覧ください。まず始めに、歳出予算の区分③、「普通教室空調設備設置工事費」として、9億1,602万4千円を計上するものです。これは、平成31年度当初予算で実施予定であった小学校11校の工事を前倒しで実施するもので、春休みなども利用して31年度夏稼働を目指すものです。これにより、全校の普通教室空調整備が完了します。

次に区分②、「管理諸室空調設備改修工事費」として、1,751万8千円を計上するものです。これは、普通教室の空調工事を前倒し実施する小学校11校のうち、職員室などの空調が老朽化により故障している3校につきまして、合わせて改修工事をするものです。

最後に歳入予算の区分①につきましては、今、申し上げました普通教室と管理諸室の空調工事のため、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」として、8,385万5千円を計上するものです。これは、現行制度である「学校施設環境改善交付金」とは異なり、新たに創設された国庫補助制度で、補助下限額の緩和、起債充当率の拡充、元利償還金の地方交付税参入率の拡充など有利な制度となっておりますが、文字通り臨時特例的な制度で、今後、恒常的な制度になるものではありません。

また、繰越明許費として、歳出予算額の合計額である9億3,354万2千円を上限額として翌年度への繰越予算額を計上しております。なお、12月補正では、早期着工が必要な学校の空調工事だけを予算計上しましたが、それ以外の学校でも、管理諸室空調改修工事やブロック塀等改修工事についての「臨時特例交付金」の国要望を行っており、正式な内示がありましたら、3月補正で計上させていただく予定です。以上で、第37号議案の説明を終わります。

「高本教育長」 工事を早めることは、子ども達や学校にとっては大変ありがたい事だと感じます。何かご質疑がありますでしょうか。

「林委員」 普通教室にエアコン設置されるということですが、子どもが使用する全ての教室に付くと判断してよろしいですか。

「酒井庶務課長」 すべての普通教室に設置をします。ですから通常の授業は対応できますが、特別教室については一部、例えば中学校ですと音楽教室には設置されておりますが、設置されていない特別教室も多くあります。

「林委員」 心配なのは、特別支援の教室です。非常に弱い立場の子ども達が生活しますので、是非お願いしたいと思います。

「酒井庶務課長」 特別支援の教室は、全てに設置をします。また、教室が増えた時

には、例えば教室を二つに割るなどして対応できるよう、エアコンを設置していく考えでおります。

「林委員」 是非よろしく申し上げます。

「菅沼委員」 この間、御津南部小に学校訪問で行った時に、特別支援のクラスが増えてきて、一つの教室を半分にして利用していました。空調とは関係ないですが、パーティションで区切っても、声が聞こえるようなので、そういう事も考慮しながらエアコンも設置していただけるとありがたいと思います。

「高本教育長」 学校からは、どこが特別教室になるという計画案がありますか。

「今泉教育部次長」 こればかりは4月になってみないと分からないので、分かり次第対応させていただきます。

「高本教育長」 今、菅沼委員が言われたように、特別支援の場合は子どもの数によって教室が足りなくなったり、空調設備の整っていない部屋を使わざるを得ない状況が出てきたりします。自閉症等のお子さんが、他のざわつきが聞こえるような部屋と一緒に勉強するのはなかなか難しい面がありますので、そういう所も委員の声として酌んでください。他にございますか。よろしいでしょうか。特にご質疑がなければ採決に移ります。本案につきましては、ただ今の原案のとおり可決するという事で異議ございませんでしょうか

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第37号議案「平成30年度12月補正予算について」は、原案のとおり可決いたしました。状況によっては3月にも補正があるということですので、庶務課の方で対応していただきたいと思います。

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第38号議案及び日程第5、その他報告についてですが、第38号議案「教職員の任用について」は、教職員の人事に関する案件でございます。また、その他報告「平成31年度教育委員会予算見積書」につきましては、今後調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため、両議案の審議は非公開とし、会議内容の議事を別に記録するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、第38号議案及びその他報告は非公開で行います。それでは、日程第4、第38号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 第38号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続いて非公開で行います。日程第5、その他報告「平成31年度教育委員会予算見積書について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「**関原教育部長**」 日程第4、その他報告「平成30年度教育委員会予算見積書について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件であるため議事を非公開)

「**高本教育長**」 では、ここから公開に戻ります。続きまして、日程第6、その他報告「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針(案)について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

「**酒井庶務課長**」 それでは、その他報告の二つ目、「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針(案)について」ご説明します。今回は、12月26日から1か月間、広く市民の皆様からご意見を伺うパブリックコメントで公表する案を作成するものでございます。このパブコメ案は、10月定例会でお示ししました第3案につきまして、教育推進懇談会委員の皆様への意見照会や定例会当日に教育委員の皆様からいただいたご意見などを踏まえて修正を行ったものであり、本日は、その主な修正点をご説明いたします。まずは、別紙の「主な修正内容」をご覧ください。こちらには、教育推進懇談会委員の皆様から頂いたご意見と、その修正内容等をまとめていますが、記載内容に誤りがありましたので修正をお願いします。左上の懇談会委員への意見照会の期間が9/18～9/29までとなっていますが10/18～10/29までの誤りです。9月を10月に訂正してください。

では、意見欄の上から一つ目をご覧ください。第3案の1ページ、「1基本方針策定の趣旨」につきまして、『最後の段落の3行目に、「その解決に向けた方策を明らかにする」とあるが、第3案への修正を行ったことで、「方策」というより「方針」そのものになっている。』とのご意見がありましたので、「方策」とあったものを「基本的な考え方や対応方針など」と改めました。

次に、意見欄の下から二つ目をご覧ください。『多くの市民に学校規模の問題に向き合ってもらえるよう、「①あまり難しくない」「②シンプルな文章構成」「③子どもや保護者、地域に優しく、共感される内容」「④プレゼンテーション資料とすること」が重要である。これらを踏まえた資料を改めて作った方がよくないか。』とのご意見をいただきました。これを踏まえ、今後、住民説明等を行う際には、学校規模に関する課題や基本方針の内容を分かりやすく伝えるため、別途、リーフレット等の資料作成を行っていきたいと考えております。なお、それ以外では、ご覧いただいたように、字句等の一部修正や、文字の大きさの変更、将来見通しが同じ学校の記述内容の統一化などを行いました。

裏面をご覧ください。こちらでは、10月定例会におけるご意見などをまとめています。前回、林委員から、第3案の30、31ページにありました『「(5)市の全体計画を踏まえた対応」につきまして、「参考資料」か「6留意すべき事項」に移せないか。』とのご意見をいただきました。その理由は、基本方針案の前半から教育的観点に

基づく内容で記述されてきたにも関わらず、ここで一気に学校施設の老朽化対策などお金が絡む問題にすり替わっていて違和感があるとのことでした。ご意見を踏まえ、事務局で検討しましたが、記載されている内容については、教育委員会としても重要であり、基本方針の構成要素として外せない事項でもあるため、基本方針の柱となる大項目の各パートに記載内容を分散して、唐突的な項目立てとならないように流れを作りました。

具体的な修正としましては、まず始めに、修正内容欄の二つ目をご覧ください。パブコメ案では、21ページに、新たな項目として「(8) 学校教育施設の現況」を設け、内容の一部移し変え等を行いました。これは、第3案の30ページの内容が、学校教育施設の保有面積や建築年度などの状況を記述した内容でしたので、パブコメ案の目次のとおり、大項目の「3 学校規模に関する現状と見通し」に分類される内容と判断し、(7)の後に「(8) 学校教育施設の現況」とタイトルを付け、その内容を移し変えるとともに、説明文の追加修正を行ったものです。

次に、別紙2ページの修正内容欄の一つ目をご覧ください。パブコメ案では、29ページのとおり、タイトルを「(5) 市の全体計画を踏まえた対応」から「(5) 学校教育施設の適正管理」と訂正し、記述内容を簡潔で分かりやすい表現に訂正しました。これは、第3案の31ページの内容が、公共施設の全体計画である「豊川市公共施設等総合管理計画」で定める学校教育施設の位置付け等を記述した内容でしたが、教育的観点からも学校教育施設の適正管理が必要でありますので、総合管理計画の抜粋を記述した内容のうち、小坂井エリア公共施設再編の記述などの不必要な部分を削除するとともに、「児童生徒が過ごす学校教育施設の安全性を、将来にわたって持続的に確保していく観点」からも、施設の適正管理が重要であることを協調した内容の説明文を追加したものです。

最後に、下段にあります「その他」欄をご覧ください。「その他字句修正」ということで、事務局における精査や市長部局との調整などを踏まえた修正を加えています。主なものを記載していますが、パブコメ案の28ページの「(4) 複式編制の回避」において、「過小規模校へ移行」の記述を加えています。同様の修正を、30ページの「(2) 小学校に関する対応」、31ページの「(3) 中学校に関する対応」においても、「過小規模校へ移行」などの記述を加えています。これは、パブコメ案の23ページで、区分として「過小規模」、「小規模」、「準小規模」などを設定したのに、その後のページで「小規模」や「準小規模」の文言は使われているが、「過小規模」の文言は使われていないことから、関係する文章の中に加えたものです。主だった修正点に絞らせていただきましたが、パブコメ案の説明をさせていただきました。

最後に、今後の予定について補足させていただきます。本日の定例会にてパブコメ案をご承認いただけましたら、12月市議会の所管事務調査で報告させていただき、12月26日から1ヶ月間、パブリックコメントを実施します。そして2月以降に、パブリックコメントの意見集約や、最終案の作成を行い、総合教育会議や教育推進懇談会への報告を経て、3月の教育委員会定例会でご承認をいただき、基本方針を完成

させたいと考えています。なお、2月18日の第6回教育推進懇談会は第5回の誤りでしたので訂正をお願いします。説明は、以上でございます。

「高本教育長」 作業部会を中心に、ここまで練っていただきました。教育推進懇談会の委員の意見、それから教育委員会定例会でも、中間報告等を度々いただき、教育委員からのご意見などをもとに、部分的には大幅な修正を加えたものを今日お示しいただきました。これでパブリックコメントに掛けていくこととなりますが、今までも報告を受けておりましたし、教育委員のご意見等もいろいろ検討して修正をさせていただいております。本日が委員会として、パブリックコメントに掛ける前の最後の会となりますが、何かご質問がございますでしょうか。私どもも何度か見せていただいておりますので、おおよその内容は分かっているかと思えます。

「林委員」 私自身、納得できる内容にさせていただいたと思っております。一つだけ確認したいのですが、この後、市民の方々から多様な意見をいただくこととなりますが、その意見を取り入れて基本方針を修正するのでしょうか。それとも参考意見とするだけなのでしょうか。

「酒井庶務課長」 パブリックコメントでいただいたご意見は、事務局の方で精査して、意見に基づいて修正する部分があれば、事務局としては修正しないと判断する場合もあります。最終的には、第5回教育懇談会でもご確認いただきながら、修正が必要な部分は修正することも想定しております。

「林委員」 学校については、本当にいろいろな意見をお持ちの方がいますので、極端な意見が出てくる可能性もあります。例えば、複式学級でも子どもがいる以上、学校は存続させるべきだというような意見が出てきた時には、どのように対応していくのでしょうか。

「瀬野庶務課長補佐」 担当から説明させていただきます。パブリックコメントでいただいた意見には、それに対する教育委員会としての対応方針をシートにまとめて、ホームページで公表するという手順を求められています。出された意見に対して、もし修正を加えないのであれば、その理由を明確にして、ホームページを通じてお答えするという形です。ご意見をいただいた方に個別に回答をすることは、パブリックコメントの制度上ルール化されていないので、意見を出していただいた方は、後ほどホームページをご覧くださいという形です。

「林委員」 分かりました。

「高本教育長」 今、林委員が言われたように、学校の存続などについては、地域によってもいろいろな考え方があるかと思えますので、様々な意見が出てくるかもしれません。それでは、特にご質問等なければ、パブリックコメント用の基本方針案の報告は、以上で終了とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時35分 閉会)